岩船郡村上市雇用対策協議会　会 報

雇 用 だ よ り

平成27年1月号

岩船郡村上市雇用対策協議会
ハ ロ ー ワ ー ク 村 上

年 頭 の ご 挨 拶

岩船郡村上市雇用対策協議会
会 長　永　田　政　義

新年明けましておめでとうございます。昨年は当協議会の運営に、皆様方の一方ならぬご理解・協力を賜りまして誠に有り難うございました。本年につきましても、地域の雇用安定のため皆様方と力を合わせ、努力して参る所存です。旧年同様のご支援を頂けますよう宜しくお願い致します。

さて、昨年は４月に17年ぶりとなる消費増税があり、直前の駆け込み需要とその反動による消費の減退は非常に大きなものがありました。総務省が発表する家計調査によれば、４月以降の消費支出は７ヶ月連続で前年割れ、４半期ごとに発表されるGDP速報値も４～６月、７～９月と２期連続のマイナス成長となり、本年10月に予定されていた再増税は延期されることとなりました。また、進行する円安や新興国の需要増による食料品や生活必需品の値上げラッシュも続いており、消費マインドの更なる低下が懸念されます。

当管内の雇用情勢につきましては、有効求人倍率が1.23倍（H26年10月現在）と求人数が求職者数を大きく上回る数値を示しており、業種による差はあるものの、企業にとっては人材確保が喫緊の課題となっています。また今春の新規学卒者の就職状況につきましても同様の傾向が見られ、就職内定率は前年を上回る高い数値を示しています。

本年も当地域におきましては、少子化や人口減少の進行等により企業の経営環境や雇用状況は引き続き厳しいものと予想されます。多様な業種で構成される当協議会と致しましては、各会員企業様が連携し、様々な知恵を出し合うことにより、この難局を克服して行きたいと考えております。皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

最後となりますが、会員企業様の社業の益々のご発展と皆様方のご多幸を祈念し、年頭のご挨拶とさせて頂きます。

高校就職希望者66人内定

～新卒者採用のご協力に感謝申し上げます～

平成27年３月の管内新規高等学校卒業予定者の就職希望者は71人と、昨年同月61人に比べ増加しています。11月末現在の内定率は93.0％（昨年同月85.2％）と、昨年に比べ7.8ポイント増加となっています。

事業主の皆様には、新規高等学校卒業予定者の採用についてご協力いただき感謝申し上げます。

平成27年３月新規高校卒業予定者職業紹介状況（平成26年11月末現在）

区分 / 項目		合計	男	女	前年同月	増減数	増減率
求職者数		71	38	33	61	10	16.4
求人	管内	214			164	50	30.5
就職	合計	66	34	32	52	14	26.9
	管内	49	27	22	40	9	22.5
	管外	11	6	5	7	4	57.1
	県外	6	1	5	5	1	20.0
求人倍率		3.01			2.69		※ 0.32
就職内定率		93.0%	89.5%	97.0%	85.2%		※ 7.8
県内就職率		90.9%	97.1%	84.4%	90.4%		※ 0.5

注）※印はポイントで増減を表示　就職内定率＝就職数／求職者数　県内就職率＝就職数（管内＋管外）／就職総数

～公正な採用選考をお願いします～

今年度も９月16日から新規高等学校卒業予定者の採用選考が開始され、多くの生徒の採用内定をいただくことができました。事業主の皆さまには感謝申し上げます。

さて、採用選考については、従前より公正な採用選考をお願いしているところですが、残念なことに今年度の採用選考においても一部不適切な事例が見受けられました。その事例を具体的にあげますと、採用面接時において、親の勤務先や、兄弟の有無、兄弟の勤務先を聞く等でした。例年不適切な事例件数については減少しておりますが、依然としてこのような事例が見受けられたことは残念でなりません。

こういった事例については、今後の新規学校卒業者の職業生活に大きく影響を与えるものであり、あってはならないものです。事業主の皆さまにおかれましては、公正な採用選考についてご協力をお願いいたします。

新入社員セミナー

日　　時：平成27年３月24日㈫・25日㈬
会　　場：村上市生涯学習推進センター　村上市田端町4-1
参加対象者：今春採用される学卒新入社員及びこれに準ずる者
（卒業後概ね３年以内に入社した者）
定　　員：50名（先着順）
受 講 料：雇対協会員 5,000円　非会員 15,000円
（会員企業で３名以上参加の場合は全員1,000円引き ＊１名の料金）
内　　容：昨年に引き続き㈱ビジネスコンサルタント社が実施することとなりました。

企業ガイドブックの掲載事業所を募集しています！

平成28年３月卒業者用「2016・企業ガイドブックむらかみ」の掲載事業所を募集しています。

ガイドブックの内容については、ホームページでも無料掲載し、新卒者の採用予定のない企業におかれましても、企業・事業のＰＲに有効なツールとしてご活用いただけると思いますので、村上地域ブランドの発信にご協力をお願いします。

1　名　　称　「2016・企業ガイドブックむらかみ」
2　形式・部数　Ａ４版フルカラー　1,000部発行
3　発行予定日　平成27年４月頃
4　配 布 先　平成28年３月卒業の大学・短大・専修・高校生及び県内外の学校と関係機関
5　掲 載 料　会員企業 5,000円・非会員企業 15,000円
6　申込締切　平成27年１月30日㈮

非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します！

キャリアアップ助成金のご案内

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、**正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助成内容		助成額 （ ）は大企業の額
①正規雇用等転換コース	有期契約労働者等を **・正規雇用等に転換** または **・直接雇用**した場合	①有期→正規：１人当たり**50万円（40万円）** ②有期→無期：１人当たり**20万円（15万円）** ③無期→正規：１人当たり**30万円（25万円）**
②人材育成コース	有期契約労働者等に **・一般職業訓練**（Off-JT） **・有期実習型訓練**（Off-JT+OJT） **・中長期的キャリア形成訓練** （専門的・実践的な教育訓練）（Off-JT） を行った場合	Off-JT《１人当たり》 賃金助成：１時間当たり**800円（500円）** 経費助成：一般職業訓練および有期実習型訓練 最大**30万円（20万円）** 中長期的キャリア形成訓練 最大**50万円（30万円）** OJT《１人当たり》 実施助成：１時間当たり**700円（700円）**
③処遇改善コース	すべての有期契約労働者等の **基本給の賃金テーブルを改定**し、**2%以上増額**させた場合	１人当たり**１万円（0.75万円）**
④健康管理コース	有期契約労働者等を対象とする **「法定外の健康診断制度」**を新たに規定し、**４人以上実施**した場合	１事業所当たり**40万円（30万円）**
⑤短時間正社員コース	労働者を **・短時間正社員に転換** または **・新規で雇い入れ**した場合	１人当たり**20万円（15万円）** ※有期契約労働者等から転換した場合は 1人あたり**30万円（25万円）**
⑥短時間労働者の週所定労働時間延長コース	有期契約労働者等の **週所定労働時間を30時間以上に延長**した場合	１人当たり**10万円（7.5万円）**

◆下線部分は、平成26年３月1日から平成28年３月31日までの間、支給額を増額または要件を緩和しています。
◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。
◆受給までの流れは、右面をご覧ください。

厚生労働省・労働局・ハローワーク

受給までの流れ

助成金の活用に当たっては、事前に「**キャリアアップ計画**」(労働組合等の意見を聴いて作成)等を作成し、提出することが必要です。

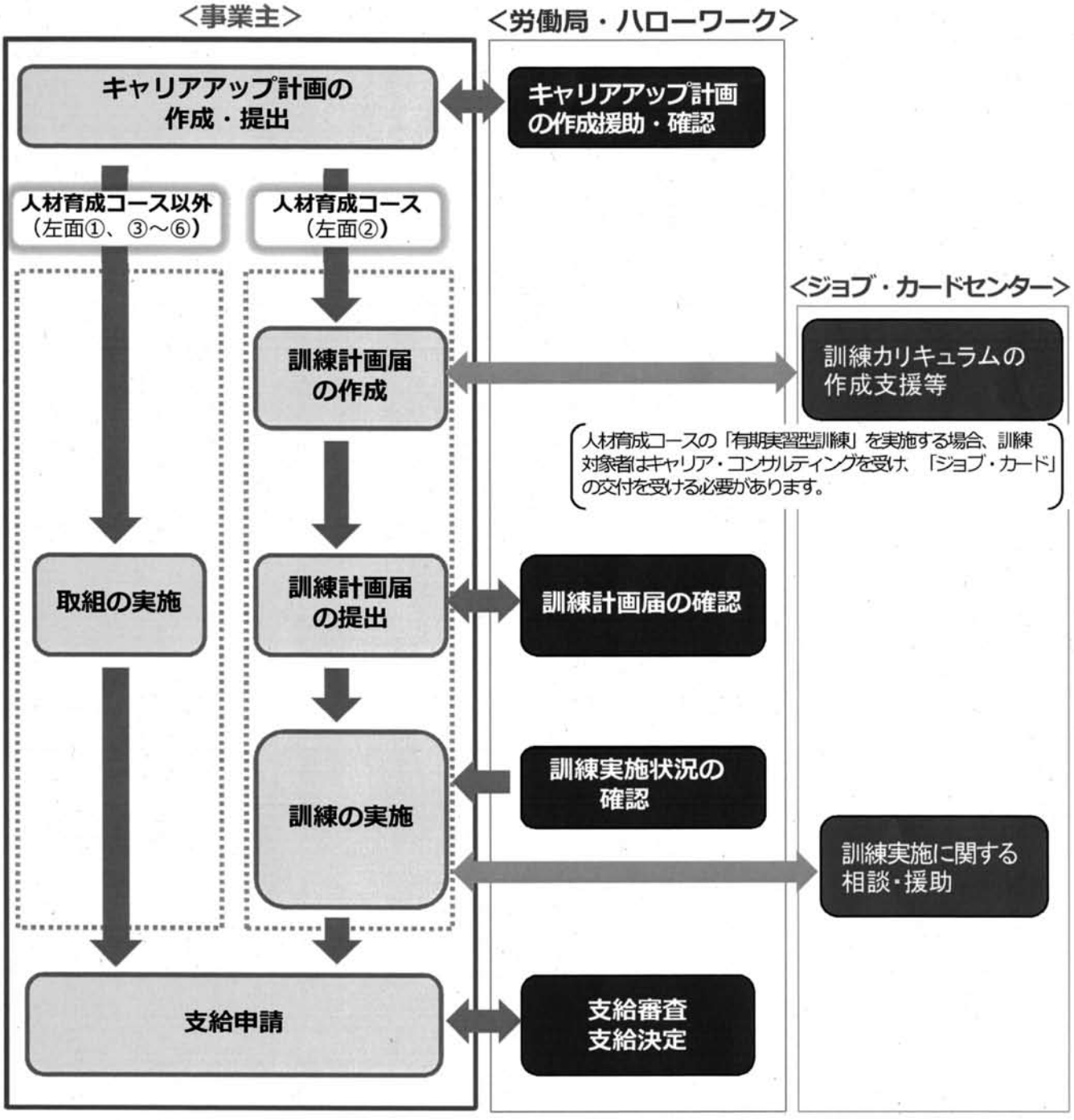

◆ 支給要件等の詳細は、厚生労働省ホームページまたは「キャリアアップ助成金のご案内」(ハローワーク窓口のパンフレット) をご確認ください。

キャリアアップ助成金　検索

事業主・社会保険労務士・労働保険事務組合の皆さまへ

雇用保険関係の手続きは「電子申請（e-Gov）」をご利用ください

雇用保険関係の手続きを行う場合、ハローワークの窓口に書類を提出する方法に加えて、インターネットによる「電子申請」があります。
24時間いつでも申請できる電子申請を、ぜひご利用ください。

電子申請の便利な使い方

<ポイント１ >

「一括申請」機能を使えば、本社が支社の手続きをまとめて申請できます。

雇用保険の資格取得届・資格喪失届等の届出は、事業所ごとに管轄のハローワークに提出することになっていますが、「一括申請」※1機能を利用することにより、本社が支社の手続をまとめて電子申請することが可能です。
この場合、申請データは事業所ごとに作成することが必要ですが、事業主が所持する電子証明書※2のみで利用できます。

※1 一括申請の機能に対応したソフトウエアを導入している必要があります。
詳細は上記e-Govのホームページをご確認ください。
※2 電子証明書を取得していない法人事業主は、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書でも利用可能です。
（平成27年１月から利用開始）

e-Gov 一括 検索

一括申請のイメージ（雇用保険被保険者資格取得届の例）

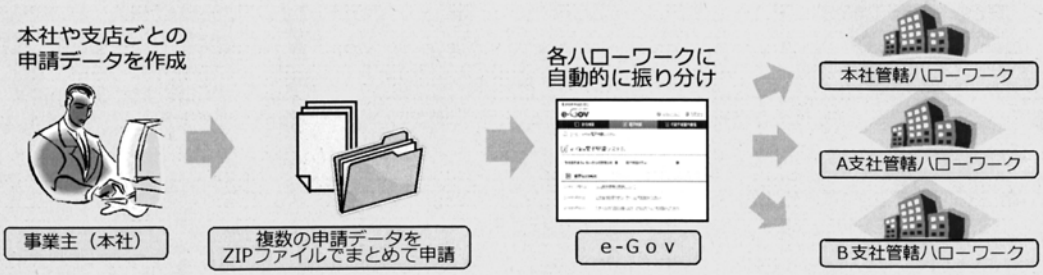

<ポイント２>

電子申請(e-Gov)の利用する際に、照合省略の認可を受けることにより、賃金台帳等の添付書類の省略※1が可能になります。

照合省略の認可には、「過去の取扱実績からみて、事務処理担当者の能力が高く、届書の記載内容に信頼性が高いと認められるもの」等の一定要件があります。詳しくは、各手続きの記載要領※2でご確認ください。

※1 離職理由を確認するための書類は省略はできません。
※2 例：雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）の記載要領
http://shinsei.e-gov.go.jp/search/servlet/FileDownload?seqNo=0000380069

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

育児休業を取得している方・育児休業給付金の申請手続を行う事業主の方へ

平成26年10月１日から
育児休業期間中に就業した場合の
育児休業給付金の取扱いが変わりました。

これまでの育児休業給付金制度では、支給単位期間※ 中に11日以上就業した場合は、その支給単位期間について給付金は支給されませんでした。

平成26年10月１日以降の最初の支給単位期間からは、**支給単位期間中に10日を超える就業をした場合でも、就業していると認められる時間が80時間以下のときは、**育児休業給付を支給します。

※ 支給単位期間とは育児休業を開始した日から起算した１カ月ごとの期間をいいます。
（育児休業終了日を含む場合は、その育児休業終了日までの期間）

［支給単位期間の支給額］

休業開始時賃金日額 × 支給日数 × 50%
（平成26年4月1日以降に開始した育児休業については、育児休業開始後180日目までは67%）

ただし、各支給単位期間に支払われた賃金と育児休業給付金の合計額が休業開始前の賃金の80%を超える場合は支給額が減額され、賃金だけで［休業開始時賃金日額×支給日数］の80%以上となる場合は支給されません。

育児休業給付の支給申請書の様式が変わりました。

育児休業期間中の就業の取扱いの変更に伴い、平成26年10月１日から「育児休業給付受給資格確認票・（初回）育児休業給付金支給申請書」と「育児休業給付金支給申請書」の様式が変わりました。

就業日数が10日を超える場合は就業時間の確認が必要になりますので、支給申請書の他に、タイムカード、賃金台帳、就業規則など就業時間や休憩時間が分かる書類を提出してください。

これらの取扱いは、平成26年10月１日以降の最初の支給単位期間から適用となります。

＜支給単位期間と取扱いの変更＞

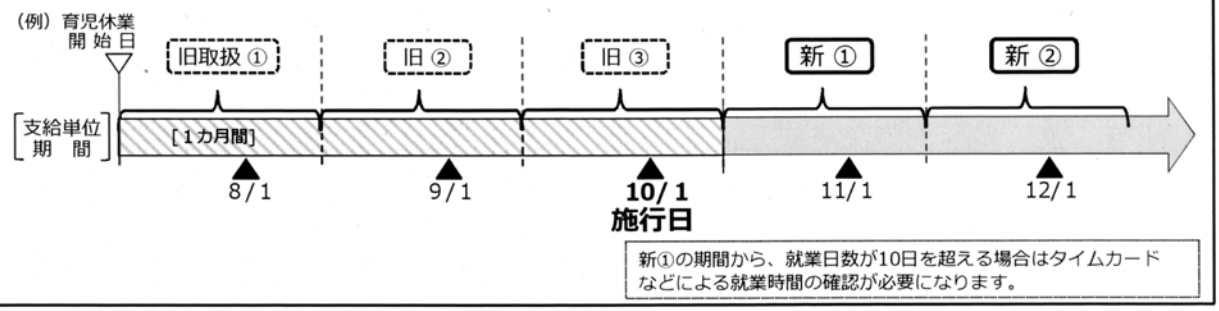

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

新潟県の最低賃金

新潟県最低賃金	最低賃金額	適用の範囲	効力発生年月日
 長岡公務員・情報ビジネス専門学校 CG-Web 技術科　川上万利奈 氏 作品	時間額 715 円	新潟県内の事業場で働く **すべての労働者**に適用 （下記の特定最低賃金が適用除外となる者を含む）	26. 10/4

特定最低賃金	最低賃金額	適用除外業務及び年齢	効力発生年月日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （**電球製造業** 及び **電気計測器製造業** を除く）	時間額 822 円	1．18 歳未満又は 65 歳以上の者 2．雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの 3．次に掲げる業務に主として従事する者 イ　清掃又は片付けの業務 ロ　操作が容易な小型機械を使用して行う電気機械器具、情報通信機械器具若しくは電子部品・デバイス部品の組立て又は加工業務 ハ　組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、曲げ、磨き、刻印打ち、かしめ、塗油、検品、材料の送給、取りそろえ、選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務 ニ　運搬（動力によるものを除く。）、用務員、賄いの業務	26. 12/28
各種商品小売業 （衣食住にわたる商品を小売する百貨店、総合スーパー等）	時間額 773 円	1．18 歳未満又は 65 歳以上の者 2．雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの 3．清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	26. 12/21
自動車（新車）、自動車部分品・附属品小売業	時間額 827 円	1．18 歳未満又は 65 歳以上の者 2．雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの 3．清掃、片付け又は賄いの業務に主として従事する者	26. 12/20

※　最低賃金は、公益・労働者・使用者の各代表委員からなる審議会の審議・答申を経て改正決定されています。

※　最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金に限定されます。
なお、賃金が時間額以外の基準（日額、月額、その他）で定められている場合は、日額、月額等を時間額に換算して比較することとなります。
また、次の賃金は対象になりません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
③ 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金（割増賃金など）
④ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当

最低賃金に関するお問い合わせは
新潟労働局賃金室 または最寄りの 労働基準監督署 まで
(TEL 025-288-3504)